議案第１４号

平成２８年度事業計画

法律家としての実践

世界を震撼させた各国で起こるテロや国際的な緊張に加え、経済も先行き不透明な情勢が続いている。

他方、我が国の司法制度は、その改革から１４年を迎え様々な政策が実行されたが、近年では、法科大学院の問題、法曹養成・需要のあり方、そして弁護士増員等が課題として政府内でも議論が行われている。

こうした不安と変化が著しい時代に、我々司法書士や司法書士会には何が求められているのであろうか。司法書士は登記、供託及び訴訟等に関する手続を通じて市民の権利保護を図り、また、司法書士会においては、会則により会員の指導及び連絡に関する事務を行うとされている。

しかし、現実に司法書士や司法書士会に具体的に求められる役割は時代とともに変化･進展しており、例えば、過去に司法書士会が、新人研修や法律講座を行うことはなく、法律相談会の実施や会報の発行もなかったが､現在､これらは基幹的な事業となっており、社会の要請に応えうる組織作りをしてきた。

また、司法書士法には目的規定はあるが、使命規定は存在しない。しかし、市民の視点に立ち、社会の様々な法的課題に対して、司法書士として何ができるのか考えることは、業務を行ううえで必要不可欠で、そこに司法書士の存在意義があり、ここから導き出される判断基準が我々の使命であると考える。

近時、年々相談件数が増加している高齢者や障がい者を狙う特殊詐欺等の消費者問題をはじめ、虐待・ＤＶ被害、労働問題や生活困窮者などの立場の弱い市民の法的な被害が顕著になっている。同時に、所有者不明土地に代表される未相続登記の問題は、国をあげた課題として浮き彫りになった。

我々は、こうした社会的な法的課題の解決に導くための英知と適正な業務を通じて、法律家としての潜在能力をさらに引きだし、市民目線の法的アクセス保障の充実に資することが急務であり、その事がひいては、伸びしろのある司法書士制度の実現につながる。

いつの時代にあっても、我々は、その社会的使命として、人権擁護と公正な社会の実現のために、法の担い手としてこの社会に尽くしていかなければならない。そのために、９００人超の会員が法律家として司法書士制度を守り、そして育てる強い信念を持って、市民に信頼される司法書士業務の実践と制度推進のための事業を一丸となって遂行していくことが求められる。

以上を踏まえ、次の３つの重点事業を中心にした事業計画を掲げる。

【重要テーマ】

組織力の強化

当会では、支部再編１０年を目処として、一昨年度は、総合相談センター事業及び委員会等事業に加え旅費日当基準の見直し、県・支部の基本的な事業分掌の確認を行い、昨年度は県・支部の具体的事業の事業分掌、支部交付金決定方法、県事業部の課題及び役員数改正の検討を行った。今年度は、これまでの協議を踏まえて、県と支部のあり方を中心に、今後の組織体制に関して一定の方針を示すことを目標に検討を行う。

県と支部のあり方に関しては、県と支部との関係をどう捉えるかによって大きく変わるため、一昨年度、具体的な事業分掌を検討する前に、その関係性について協議し、「基本的に当会で行うべき事業は県の責任で行い、支部は地域での司法アクセス拡充及び会員間交流等、地域に根ざした事業に特化した事業を行う。」との確認を行った。しかし、具体的な事業を企画検討していく際には、この関係性が明確に踏まえられていないことや、支部間で考え方が違うこと、そもそも事業部の役割の捉え方等、改めて整理しなければならない点が多々でてきた。そのため、今年度は、県と支部のあり方、具体的には事業部の確認、事業分掌、連携のための情報共有・協議体制、対外的位置づけ等について検討を行う。

また、活力ある組織作りのためには人材育成が肝要であるので、県支部の役員配置や部員・委員選任方法等について検討し、合わせて会員の会への帰属意識向上を図る方策についても検討する。そして、予算については、昨年度試行した支部交付金額決定方法等を検証し、スムーズな予算編成のためのスキームを検討する。

【重要テーマ】

業務推進

登記制度と司法書士制度は切っても切れないものであり、両制度の発展は互いの歴史である。司法書士制度１４０年超の歴史を振り返ると、登記制度において確固たる地位を築いており、そこに揺るぎはない。そこで、司法書士は、登記手続について市民の期待に１００％応えることができる体制を整えておく必要がある。そのような中、重点事業としている遺言相続事業は、平成２４年度から今年度で５期目となるもので、更に推進することで、会員の業務支援へと繋いでいきたい。これまでの派遣相談事業や相続・遺言教室に加え、昨年度力点を置いた「相続登記はお済みですか月間」などを軸に事業展開していく。不動産登記分野においては、所有者不明土地・建物の空き家問題や森林問題など、関係各所と連携を取り、解決への協力を行うと共に、会員の業務と繋がるようにしたい。また、商業法人登記分野における事業承継や信託、附帯業務などの業務においても相続は大いに関係するところである。これらの業務は現時点で我々の業務として確立されたものではないため、市民から司法書士の活用が十分なされるよう会員に業務のモデルケースを提示するなど、研究・提案を行っていく。

裁判業務においては、地方裁判所に於ける民事事件において原告と被告の両者に訴訟代理人がついた事件は全体の３８％に過ぎない。簡易裁判所においては、さらに代理人関与率は下がり、本人訴訟率は上がる。この理由は様々であろうが、訴訟代理人が個々人の理由により扱わない事件が相当数あることも一要因であろう。裁判所関係業務に於ける司法書士の歴史は、本人訴訟を基礎としており、そこに強みがある。法テラスとの連携を更に強化し、裁判業務及びこれに関連する制度の研修・研究も行っていく。

【重要テーマ】

倫理意識の徹底

全国的に多発している不祥事について、当会も例外ではなく、昨年度２件の不祥事が発覚し、担当部署がその対応に追われているのが現状である。その理由も全く同情に値しないケースもあり、専門職としての倫理を問う以前の問題である。

ただ、不祥事に手を染める者が一足飛びにこのような事件を起こすとは考えにくい。そこに至る過程においては、日々の業務の中でいつの間にか周囲との関係性が薄れ、徐々に精神的に孤立し、結果として本来有していたはずの司法書士としての社会的な使命や役割意識が摩耗し埋没していったのではないかと推測される。これらの問題に対する特効薬は今のところないが、当会としては研修等の実施はもちろんであるが、日々の業務の中で会員が孤立することを防ぐ方策を実施していきたい。

まず、相談会を含む会務への参加状況が芳しくない会員に対して行事への参加を促すことや、研修単位が規定に達しない会員や会費の滞納が散見される会員に積極的にコミュニケーションを取ることから、会員としての意識の醸成をはかりたい。

次に、各支部の協力を得ながら、今まで以上に苦情・綱紀案件の情報を共有化し、県・支部一体となって上記対応を進めていく。なお、苦情・綱紀案件の対象となっている会員の中には複数の情報がある者もおり、会長指導により直接面会するなどして司法書士倫理の徹底を強く図っていきたい。

最後に、この難局は執行部だけ到底対応できるものではない。９００人超の会員一人ひとりが自分自身の問題として積極的にご協力いただきたい。最近顔を見ない同期の会員や疲れていたり落ち込んでいたりする会員に気付いた際には、一声かけてみるといった会員間の交流を意識していただきたい。

司法書士制度の未来は現在の我々の行動により創られる。この意識を会全体で共有し、執行部だけではなく会員一人ひとりがその解決意識を強く持って、前進していきたい。

総 務 部

【総務全般】

１．不祥事防止策の継続

昨年１１月２日、一連の不祥事を受けて、福岡法務局に不祥事防止策を提出した。その内容は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「ＬＳ」）をはじめとする関係機関との連携強化を図ることのほか、ＬＳへの加入促進及び倫理研修の徹底等である。今年度も引き続き当該不祥事防止策を継続するとともに、新たな策を検討する。

また、会員が不祥事を起こす原因の一つとして、いつの間にか周囲との関係性が薄れ、徐々に精神的に孤立し、結果として本来有していたはずの司法書士としての社会的な使命や役割意識が低下した可能性が挙げられる。この問題に対して、研修等の実施はもちろんであるが、相談会を含む会務への参加を促すことや、研修単位の履修が達成できていない会員あるいは会費を滞納している会員には積極的にコミュニケーションを図る等して、会員の帰属意識を醸成していきたい。

加えて、各支部の協力を得ながら、今まで以上に苦情・綱紀案件の情報を共有化し、県・支部一体となって上記対応を進めていく。なお、会員の中には、何度も苦情・綱紀案件の対象となる方もおり、直接面会する等して司法書士倫理の徹底を強く図っていきたい。

２．苦情・綱紀関係について

昨年度と同様、以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

（１）会員用ホームページに苦情事例を随時掲載する。
（２）研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
（３）研修単位未達成の会員へ指導を行う。
（４）新入会員へ倫理研修を実施する。
（５）戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
（６）会則第１０２条に基づき会員に対する指導及び調査を徹底する。

３．綱紀調査の全件委嘱制度について

平成２６年１０月から、懲戒の申立てがなされた事案について例外なく綱紀調査委員会に調査を付託する制度（全件委嘱制度）が実施されている。また、この制度では、綱紀調査に付された事案は、懲戒処分が下るまでの過程において、処分の程度等について均衡を図ること等を目的として、日司連に設置された量定意見審査会等を経由することになる。

この制度が開始されて以降、事件数の増加はもとより、調査開始から処分の決定までに相当の時間を要するため、被調査会員をはじめとする関係者に多くの負担がかかっているなど種々の問題が浮き彫りになってきた。

改めてこの制度の問題点を整理するとともに、当会において改善し得るものについては改善を図っていきたい。

４．業務広告調査等

（１）会員の業務広告の適正化のための調査及び検討
（２）「福岡県司法書士会司法書士の業務広告に関する運用指針」について、会員の中で疑義や混乱が生じつつあることに鑑み、改めて精査し、必要に応じて改定作業を行う。

【綱紀調査委員会】

当委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。
（１）会長から付託を受けた事項の調査
（２）会長に対する建議
（３）委員会の職務に関連する制度、規則、先例等の情報の収集及び研究
（４）会則第４９条第４項の規定に基づく意見の申述

【会館建設委員会】

今年度は、昨年度に決定した新会館の設計をもとに建築工事請負業者を選定し、工事に着手する予定である。そのための準備として、当会の事務局等の移転、既存建物の解体を行なう。

しかし、平成２０年度の定時総会で承認された「福岡県司法書士会館建設大綱」で想定された「会館の建て替えに要する資金を２億円」では遂行することが出来ない状況となっている。

その理由として、以下の事が上げられる。

（１）東日本大震災の復興で急激な工事件数の増加に伴い人手不足や資材の高騰に伴い建築工事費が上昇している。
（２）東京オリンピックに向けて、競技会場の建設や道路改修、インフラ整備が急ピッチで進められ、建設費の高止まりの状況である。また、平成２９年４月に消費税率が８％から１０％に引上げられるため駆け込み工事契約が予測されため、工事費が下がる見込みは少ない。
（３）平成２０年当時は、消費税が５％であった。

建替工事時期を、東京オリンピックの後に延期することも考えられるが、現在の会館が昭和４８年に建設されてから４３年が経過しており、延期した場合その間の補修維持管理の費用等の負担増（例えばエアコンの交換）が考えられる。また、設計事務所との契約も一旦解除することになる。

そのため、現在の会館の機能面での設備不足や欠陥を早急に解消するために、新会館を早く利用することができるように、また、新会館を長く利用できるように、設計を工夫し建築工事に費用を掛けて、より耐久性のある良い建物を建築することが望ましいと考える。既存建物の解体工事業者及び建築工事業者の選定においては、競争入札とし少しでも費用を軽減できるよう努める。

今後のスケジュールは、平成２８年７月に事務局の引越しを行い、建築工事を平成２８年１２月に着工し、平成２９年１０月に竣工する予定である。

【非司法書士問題対策委員会】

非司問題対策委員会は、その活動を通じて、司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。登記申請件数（本人申請を含む）のうち相当数について非司法書士の関与を許していると推定される現状は、我々の経営基盤を揺るがすことはもとより存在意義をも問われる大きな問題であり、これらを防止することは司法書士制度への市民の信頼を高める上でも大切な役割である。

今年度も職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査及び情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言、を中心に行っていくと同時に、近接専門職間における業際問題について、市民の権利擁護を共有する観点から整理解決を図っていく必要性についても配慮しながら次のような方針で事業を行なう。

（１）法務局が主催して行う非司調査への協力を行う。なお、法務局主催の非司調査について携わった会員のアンケートを基に実施対象の法務局や期間等効率的な調査方法について検証し提言する。
（２）当委員会が独自に行なう非司調査として、インターネット上で非司行為が疑われるサイトを調査するほか、ホームページ等を通じて会員及び市民に対し情報提供や注意喚起を呼びかける。
司法書士法違反行為と疑われる行為があれば、警告等の対応を行う。
（３）会員に対し非司法書士行為に対する意識高揚を図るべく、その方法について検討する。また、隣（近）接有資格業者との業際に関わる司法書士自身を含めた各専門職の職域・職務権限についても研修を深めて行く。

所管委員会
【注意勧告小理事会】
【懲戒意見検討小理事会】
【事故処理委員会】
【紛議調停委員会】
【苦情処理委員会】

経 理 部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算及び期末決算並びに予算編成等の業務を行う。

１．平成２８年度の一般会計及び特別会計の予算を執行する。特別会計については、特に会館建設に伴う適正な予算実行管理を行う。

２．平成２８年度の一般会計及び特別会計の決算書類作成を行う。

３．平成２９年度の一般会計及び特別会計の予算案作成を行う。

４．組織改善における経理部業務の改善

（１）県・支部における組織改善の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡に関する検討を重ね、予算全体及び支部交付金の適正な支給に関する協議に基づき、公益法人としての適正な予算編成を行う。

（２）適正かつ効率的な経理処理に関するさらなる検討を行い、執行体制の改善を推し進める。

（３）当会の収入及び支出に関する検討を継続して行う。

（４）他団体、他組織への支払、会員への各種日当・手当等の振り込みによる支払方法について更なる効率化を検討し、適正な予算執行に努める。

（５）昨年度に引き続いて、県及び支部事務局の職員退職引当金について協議を行い、県会予算における支部交付金等の適正なあり方を検討する。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

企 画 部

１．業務推進

日本司法書士会連合会、他単位会、他士業の業務情報を収集、分析して、当会で活用可能な情報を関連事業部へ提供し、当会全体の業務推進を図る。

２．会員支援

会員の業務サポートとして、通訳、手話、点字等の専門分野との連携の企画検討を行う。

支部とも連携しながら、会員交流の促進を図る。

３．会務支援

会務参加に必要な情報や会務手順を整理して、会員の会務参加への負担軽減と円滑な業務引継のために、マニュアルを作成する。

４．司法過疎開業支援

昨年度改正した福岡県司法過疎地域開業支援事業運営規程の活用により、司法過疎地での開業支援等を通じて司法アクセス拡充を図っていく。

【法教育・市民法律講座推進委員会】

一　活動目的

当委員会は、当会及び支部による法教育・市民法律講座等（以下、「法律教室等」）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的とし、以下の事業を行う。

二　具体的活動

１．法律教室等データの集約・分析

昨年度に引き続き、過去の法律教室等のデータを集約し、手薄な分野の教材を抽出する等の分析を行う。

２．講師名簿の整備

各所からの法律教室等開催要請に備えるため、また、当会から各所へ法律教室等開催の打診を効果的に行うため、支部及び他の委員会等と連携して講師名簿の整備を行う。

３．教材の整備及び新規分野の検討

支部及び他の委員会等が作成した教材を含め、既存教材全部の整備を行う。また、紙芝居教材「解釈のちから」や「青少年のための法律講座」を題材とした授業の内容を検討し、書面の取扱いに関するガイドラインを作成する。さらに、上記１の結果をもとに、今後作成すべき分野の教材につき検討を行う。

４．支部事業のサポート及び講師養成

支部事業のサポートとして、支部からの要請に応じて講師や補助者の派遣を行う。また、法律教室等の講師を養成すべく、講師養成講座を開催する。

５．県下全域に関係する広報活動、ネットワーク作り

関連団体との交流により、法律教室等の情報収集、事業連携及び広報強化を図る。また、法教育関連のイベントを開催する。

【中小企業支援委員会】

一　活動目的

昨年度に引き続き、対外的・対内的な委員会活動を通して、企業からは、企業の目線で司法書士業務に関心を寄せてもらい、司法書士からも企業に向けて業務に関する情報発信を行い、司法書士の企業法務への関与を深めることを目的とする。

１．対外的活動は、「～司法書士は会社・法人登記の専門家として、企業法務で会社をサポートします～」とのＰＲを繰り返し発信し、企業が抱える法的課題に、商業登記業務のみならず、簡裁訴訟代理業務、司法書士法第３条１項４号による書類作成業務を可能なかぎり活用してもらえるよう、関係各所・隣接士業へ働きかけを強化する。

２．会員向け活動としては、商業登記実務のみならず企業法務に関する情報提供を実施する。

「商業登記から広がる企業法務を目指して！」をキーワードに会員用ホームページ掲示板を利用した『委員会だより』を継続発信する。

二　具体的な活動内容

１．以下の活動を通じて、各関連団体・機関との連携・関係作りを行う

（１）日本政策金融公庫

覚書締結後、北九州、久留米の公庫支店を訪問し、具体的な連携内容を協議する。

（２）商工会議所

定期的な協議の機会をもち、セミナー・相談会の開催を実施できるよう提案する。

（３）福岡県中小企業振興センター

引き続き、連携・関係作りを行っていく。

（４）商工会

引き続き、連携・関係作りを行っていく。

（５）福岡市の創業支援「スタートアップカフェ」

引き続き、相談員を派遣する。

２．セミナー・学習会等の講師派遣

創業支援セミナーや中小企業関連団体のセミナーへ講師を派遣する。

３．司法書士の商業登記申請への関与率向上にむけた取組み

商業登記業務に関連する「トピック・経済情報・法律改正・人的な動き」の情報提供を行う。

会員用ホームページ掲示板等を利用し中小企業支援委員会だよりを引続き発信する。

【裁判業務推進委員会】

一　活動目的

会員の裁判業務推進を目的として、以下の事業を行う。

二　具体的活動

１．会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、研究、事例検討会・研修会の企画・運営を行う。なお、今年度は、一般民事事件（特に高齢者消費者被害対策、交通事故事件、労働事件、請求排除事件）、家事事件全般を主要テーマとして会員の取り組みを強化する活動を行う。

また書類作成業務、多重債務事件に関して、業務の推進・執務の適正化双方の視点から研修等を実施する。

２．裁判所との連絡・交渉

会員より定期的に意見募集を行い、適宜、簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所と協議を行う。また、裁判所職員に対する研修講師依頼等の窓口となる。

３．少額事件報酬補助制度の実施

本制度の利用促進を図ることにより、法的支援の必要な市民の救済に繋げたい。また、これまでを振り返り、運用方法を改善すべき点がないか検討する。

４．民事法律扶助事業の推進

昨年度は、民事法律扶助制度に関して細則改正、様式改定等があり、その情報提供を行ったが、今年度も、適宜会員に情報提供を行い、法律扶助の利用拡大の方策も検討する。

５．関連団体とのネットワーク構築

関連団体との連携により、裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努める。

【空き家空き地等対策委員会〈仮称〉】

一　活動目的

空き家空き地対策に基づく地域再生に対し、法律専門職能を活かし、行政等関連団体と連携を図っていくことを目的として、以下の事業を行う。

二　具体的活動

１．相談体制の構築

福岡県下全域の市民や行政機関等からの相談に対応できる体制を整えるため、相談員リストを作成する。

それに伴い、上記相談員登録要件となる研修会を企画実施する。

２．行政機関との連携強化

昨年度に引き続き、福岡県空家対策連絡協議会へ参加し、各自治体と連携していく。

また、行政主催セミナー等への講師派遣や行政主催相談会への相談員派遣を行っていく。

さらに相談員による各行政機関へのアプローチを行うことで、各自治体との連携を強化していく。

【特別事業対策部】

一　設置の目的

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項等は、これまで通常の委員会とは別に、会長や事業部長の判断で、ワーキングチーム、プロジェクトチームを設置して対応してきたが、所管や根拠に曖昧な部分があった。そこで、「役員の職務及び常務の処理に関する規程」第８条により「特別事業対策部」を設置して、それらの問題は、当対策部で検討又は必要に応じてその対策部内に「対策室」を設置して対応にあたることとした。

二　具体的な活動内容

１．組織体制改善対策室

県・支部のあり方、事業計画・予算策定スキーム等の検討を行うために対策室を設置する。

具体的には、県・支部のあり方として、事業部の役割、県・支部の具体的な事業分掌、支部執行体制、県・支部及び支部間連携のための情報共有・協議体制、支部の対外的な位置づけ等の検討を行う。また事業計画・予算策定スキームの検討や人材育成の方策等も検討する。

２．遺言相続事業推進対策室

事業部を横断して遺言相続事業を推進していくために対策室を設置する。

「相続」をキーワードに、遺言相続のみならず、会社の事業承継、信託、財産承継業務（死後事務を含む）等の事業についても推進を図っていく。

具体的には、広報部、社会事業部とも連携して、８月（司法書士の日）、２月（相続登記はお済みですか月間）に月間無料相談会を開催するとともに、法律教室・セミナー・相談会等の企画を通じて「相続といえば司法書士」を打ち出していく。

３．その他

業務推進、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応にあたり、必要に応じて、関係部会・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

広 報 部

広報の目的は、次の４点のアップにあると言われる。
① 業務の認知度　②知名度　③イメージ　④ブランド力

今年度の当部会は、上記目的を念頭に司法書士の基幹業務である「登記」を中心に「相続といえば、司法書士」とのイメージの定着をねらう。また、当会や会員の様々な社会貢献活動や業務内容について可能な限りＰＲし、司法書士制度をイメージアップすることで、さらに市民に身近で信頼される存在として利用されるように目指す。

１．リーフレット・パンフレット・チラシの制作
市民に気軽に手にとってもらえるように内容を工夫し、配置場所を検討する。

２．相談会・イベント等の広報
広報媒体としては、自治体広報誌やニュースリリース（新聞・テレビ・ラジオ等で取り上げてもらう)、チラシ・ポスター、有料新聞広告、対外用ホームページ、フェイスブックの活用等に加えて、ラジオＣＭを検討する。

３．対外用ホームページのリニューアル
アクセスしやすさ、使いやすさ、分かり易さを追求したものを目指す。

４．マスメディアや行政との関係構築
法務局との共同事業「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を核に、マスメディアや行政機関と双方向で情報交換、関係構築を深める。

５．起業塾
昨年度の企画を発展させて、幅広く募集をかける。

６．ホームページコンテンツ
第２回川柳コンテストを実施する。テーマは、不動産と司法書士のイメージ向上として「マイホーム」とする。また、相続をテーマにした短編小説コンテストも検討する。

７．動画を使った広報
司法書士業務に親しみをもってもらう動画を制作する。

８．会報「ふくおか」の年４回発行
司法書士の業務や会員の情報について読みやすさと記事の充実を図る。

研 修 部

１．単位制研修

（１）業務研修会

昨年度同様、年３回開催する。テーマは重要テーマに基づいたもの及び時機を見て必要と思われる内容を予定する。

（２）倫理研修会

昨年度同様、業務研修会と同日に開催する。

（３）年度末研修会

今後の司法書士業務に必要な知識・スキルを養う研修会を開催する。

２．年次制研修

例年各支部で開催いただいており、支部には運営にご尽力いただいているところである。既に本制度が運用されて３巡目に入っており、会員それぞれの役割分担をしていただくなど、引き続き、参加意識向上のための企画並びに運営を行う。会員各位におかれては、より一層の積極的関与をお願いしたい。

３．九州大学司法研修

昨年度同様、年２回各２コマの日程で研修を行う予定である。うち１回は、直接業務に絡んだ法律実務スキルアップを念頭に、もう１回は、法律知識及び法的思考力養成を念頭に、それぞれテーマ選定を行う。なお、昨年度に引き続き今年度もすべての会員を対象に無料で提供する。

また、九州大学との連携方法についても、検討をおこなう。

４．司法書士事務職員研修

今年度も、例年どおり事務職員向け研修会を１回開催することとする。

研修内容については、昨年度のアンケート結果を踏まえ、決定したい。

今年度も事務職員として司法書士業務補助の基礎固めができ、また司法書士事務職員としての倫理意識を養えるような内容の研修会を企画したい。

また、九州ブロック内の単位会、近隣の単位会にも開催案内を行う予定である。

５．中央研修所同時配信研修

今年度は中央研修所がおこなっている同時配信研修を積極的に取り入れていきたい。会員に研修の機会を提供すると同時に、当会でも同時配信システムを安心安全に活用できるよう研究をすすめる。

６．オンデマンド動画配信研修

昨年度はオンデマンド動画配信研修システムのテスト配信画面まで作成したのだが、ＹｏｕＴｕｂｅを使ったシステムであったため、セキュリティー面において不安が残り公開には至らなかった。今年度は昨年度の経験を踏まえ、便利で安心して使用することができるオンデマンド動画配信システムを完成させる。

7．支部との連携

昨年度、組織体制改善部会において県会主催の業務研修会を福岡市内以外でも受講できるようにとの提言があったため、今年度は筑後支部、北九州支部、筑豊支部のいずれかで１回開催することとする。この他、県・支部、支部間で連携できることはないか引き続き検討を行っていく。

【新人研修委員会】

1．配属研修に関するもの

例年どおり、次の内容にて行う予定。

・新人に関する研修の説明会実施
・集合研修（開講式）
・配属直前研修
・配属研修
・集合研修（閉講式）

2．登録後新人研修に関するもの

今年度は、登録後研修も２期目に突入するため、昨年度の反省点も含め、改善を図りながら、運営をおこなう。具体的には、３回の集合研修（集合型研修）及び支部への部会・委員への配属研修（実地型研修）を行う。

社 会 事 業 部

１．相談事業

（１）司法書士総合相談センター事業

支部と連携し各総合相談センター事業の協働ならびに支援を行う。

（２）司法書士の日記念相談会

８月３日の司法書士の日にちなみ、６支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。８月６日（土）を予定し、今年度は予約優先制として行う。

（３）高齢者・障がい者のための成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催で、６支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。９月１０日（土）を予定し、予約制として行う。

（４）遺言相続事業の継続

平成２５年度から県会で重点的に取り組んでいる、遺言相続に関する事業を継続して行う。

（５）賃貸借トラブルホットライン

毎週月曜・水曜の１６時から１８時まで、賃貸借トラブルに関する無料電話相談を開催する。

（６）他士業との合同相談会

昨年度は九州北部税理士会との合同相談会を実施した。より充実した相談事業のため、また関連団体とのネットワーク構築の意味でも、他士業との合同相談会を企画したい。

（７）総合行政相談・一日行政相談所・福岡市市民相談室

九州管区行政評価局や福岡市と連携し､各相談事業への相談員派遣を継続して行う。

（８）法務局休日相談所

法務局主催の全国一斉休日相談所へ、相談員の派遣を行う。

２．関連団体、関係機関との連携強化

昨年度に引き続き外部の関連団体、関係機関との情報共有や連携強化をすすめ、社会情勢に対応した活動ができるように努める。

３．相談員の育成のための研修等の検討

相談員の能力向上をはかるため、共有すべき情報の整理や、研修内容の検討を行う。

４．災害関連相談

平成２８年熊本地震に関し、被災県単位会の要請を受けて被災者支援のための相談事業を企画、実施する。

５．その他

司法書士として対応すべき社会問題に対し､時機に応じた相談会等の企画を検討する。

【高齢者・障がい者権利擁護委員会】

当委員会の活動は、長期的な視野をもって堅実で着実な活動を必要とするため、基本的に昨年度の事業内容を継続していくことになる。

行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター（以下、支援センターという）、その他関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担いながら、当会及び司法書士制度の広報と発展のために活動する。

１．県下全域に配置した窓口委員による支援センターからの相談対応や情報交換を支援する。

２．支援センター及び関係機関からの権利擁護に係る学習会・講演会の講師派遣依頼を支援する。

３．窓口委員活動が低調な地域の活性化のために公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協働し、研修会・成年後見相談会等を開催すると共に行政・支援センターとの連携強化を推進する。

４．高齢者・障がい者のための成年後見相談会開催を支援する。

５．窓口委員の役割と活動のあり方を再考し、窓口委員の活動報告書を改訂する。

６．冊子「こんなときＱ＆Ａ：パートⅠ」を改訂する。

成年後見制度運用の変化に対応するために、現在の運用に沿う事例の改訂を行うとともに、補助をはじめ制度利用の推進を図るための事例の新設を検討する。

【司法福祉推進委員会】

当委員会の活動は外部団体と連携して行っているものが多いため、基本的には昨年度の活動を継続する。それとともに、さらなる連携構築や新たな司法福祉分野への取り組みを強化していきたい。

１．自殺未遂者・念慮者への支援事業

ベッドサイド法律相談事業は県内で広がりを見せているが、さらなる拡大、内容の充実を図るために活動を継続していく。

その他、自死問題に関する研修会の開催、自殺予防支援機関・団体主催の相談会及び研修会に相談員等派遣することにより、支援機関・団体との連携強化につとめるとともに、ベッドサイド相談事業の拡大・定着を進めていく。

２．生活困窮者等への支援活動

昨年４月から本格実施された生活困窮者自立支援法に関して市町村との連携構築のための活動を継続するとともに事例検討会等を開催したい。

また、生活保護申請同行支援事業の推進を引き続き行っていくとともに、ここ数年開催している「年末相談会」を今年度も開催する。

３．更生保護施設入所者への支援

現在行っている北九州での定期相談会を引き続き行っていくとともに、県下にある他の更生保護施設でも派遣相談の実施を検討する。また、更生サポートダイヤルについては広報活動の効果として問い合わせがあるようになっているので、引き続き相談員派遣を行うとともにさらなる相談件数増加の方策も検討していく。

４．その他

司法福祉分野において市民の要請に応える職能団体となるべく、新たな分野に対しても取り組みを行う。具体的には、犯罪被害者支援に関して、被害弁償及び法務局への人権侵犯被害救済手続に関して検討を行う。また、ＤＶ問題の研究及び対策について取り組む。

【ＡＤＲセンター運営委員会】

当センターは、平成２２年に裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）機関として法務大臣の認証を得て、一般市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。

ＡＤＲのより一層の周知のためにもＡＤＲセンターの運営実績を上げることを目標と定め、対話促進型調停の実施、また専門的知見を活かして紛争の実情に即した迅速なる対応と紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、今年度、以下のとおり事業を行っていく。

１．ＡＤＲセンターの運営

規則・規程に基づいて、誠実にかつ柔軟に紛争解決ができるよう運営を行っていく。また、福岡県全域どこでも、調停の開催希望に対応できるよう手続実施者の増加や調停開催場所の確保を目指す。

２．広報の充実

（１）当センターを案内するチラシを各種団体・自治体等に配布する。
（２）各種団体・自治体等へチラシ等持参し、セミナーを行うなどＡＤＲの説明と広報を行う。
（３）どのような事案がＡＤＲに向くかイメージしやすいように特定の事案に特化した広報を行う。今年度は、「不動産のトラブル」を中心に行う。
（４）広報用ＤＶＤ、広報ツールを活用する。
（５）各種相談会において、当委員会の委員が参加してＡＤＲの利用を積極的に促す。

３．ＡＤＲ研修会及び事例検討会の開催

例年通り規程に沿って３種（入門編・基礎研修・実技研修）の単位制研修を行う。また、当センターが取り扱った事案について事例検討会を行い、手続実施者のスキルアップを目指す。多くの会員に手続実施者として当センターの運営に関わっていただけるよう、また相談者に当センターの利用を薦めていただけるように、魅力的で充実した研修会・事例検討会を開催する。

総 合 研 究 所

昨年度に引き続き、以下の各研究所において、会長諮問に従い、研究を行う。

多くの研究所において講師派遣に対応しているので、県・支部の研修会において、活用していただきたい。

【不動産登記研究会】

1．立会執務基準の見直し

オンライン申請の普及等による不動産取引の変化に対応すべく、犯罪収益移転防止法も絡めて「不動産登記立会執務基準」の見直しを行い、冊子化して会員へ提供する。

2．不動産登記法等改正への対応

不動産登記法等の改正等に伴い日本司法書士会連合会より提供される情報の分析を行い、会員へ提供する。

3．講師派遣

各所からの講師派遣要請に対応する。

【民法改正研究会】

1．民法改正への対応

民法改正に備え、これまで重ねてきた研究をより深化させていく。

2．講師派遣

各所からの講師派遣要請に対応する。

3．市民向研修講師要請のための会員研修

民法改正に関する講座やセミナー開催を市民団体や私企業等から依頼された場合に各会員が講師として対応できるよう、講師要請向け研修会を開催する。

【司法書士法研究会】

1．懲戒事例の分析、検討

懲戒事例の分析、検討を行い、懲戒とならないための注意、提言を行う。

2．講師派遣

従来の会員向け研修の講師要請に対応するとともに、綱紀調査委員への研修の検討を行い、綱紀調査委員向け研修の対応に備える。

3．業際問題に関連する検討

執行部等から要請される業際問題の分析を行い、提言を行う。

【憲法研究会】

1．憲法と司法書士業務の検討

昨年度実施した会員への憲法に関するアンケート結果を踏まえて、司法書士業務を憲法の視点から捉え、憲法に対する意識、姿勢等を会員へ提言する。

2．社会情報への対応

社会情勢に対し、憲法の視点からの検討を行い、当会の対応を提言する。

【附帯業務研究会】

１．附帯業務の研究
　附帯業務の根拠や業務範囲について、具体的な事例をもとに研究する。

２．研究成果の会員への提供
　研究結果の冊子化や、講師派遣依頼への対応等を通じて、会員に対して、一定の業務指針が示せるよう、情報提供を行う。